



マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）（以下「法」という。）第34条第2項において準用する法第14条第1項の規定により、向原第二住宅団地マンション建替組合の事業計画の変更の認可について公告したので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）第105条第3項の規定により、次のように掲示する。

令和8年1月28日

東京都板橋区長

坂 本



1 公告の内容

1 組合の名称

向原第二住宅団地マンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称

向原第二住宅団地

(2) 敷地の区域

板橋区小茂根一丁目1595番1

板橋区小茂根一丁目1595番4

板橋区小茂根一丁目2979番4

板橋区小茂根一丁目3004番4

板橋区向原三丁目1341番2

板橋区向原三丁目1346番1

3 施行再建マンションの敷地の区域

板橋区小茂根一丁目1595番1

板橋区小茂根一丁目1595番4

板橋区小茂根一丁目2979番4

板橋区小茂根一丁目3004番4

板橋区向原三丁目1341番2

板橋区向原三丁目1346番1

4 事業施行期間

令和2年（2020年）10月から令和8年（2026年）12月まで

5 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(1) 事務所の所在地

東京都板橋区小茂根一丁目1番

(2) 設立認可の年月日

令和2年10月30日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和8年1月28日